

区民憲章「中間のまとめ」変更項目一覧

《構成(目次)》		
【資料第 18 号】	【資料第 22 号】	変更点の説明
<p>第 2 章 基本理念</p> <p>第 1 節 協働・協治 2 - 1 - 1 協働協治の実現</p> <p>第 2 節 基本原則 2 - 2 - 1 自己決定・自己責任の原則 2 - 2 - 2 2 - 2 - 2 情報共有の原則 2 - 2 - 3 対等な立場の尊重 2 - 2 - 1</p>	<p>第 2 章 基本理念</p> <p>第 1 節 協働・協治の社会の創造 2 - 1 - 1 協働・協治</p> <p>第 2 節 基本原則 2 - 2 - 1 情報共有の原則 2 - 2 - 2 自己決定・自己責任の原則 2 - 2 - 3 対等な立場の尊重 2 - 2 - 4 参画と協力</p>	<p>【第 2 章変更の考え方】</p> <p>第 7 章の「基本的な原則」部分を第 2 章で整理することとし、「2 - 2 - 4 参画と協力」を新設した。</p>
<p>第 6 章 執行機関の責務</p> <p>6 - 1 執行機関の責務 6 - 2 区長の責務 6 - 3 区職員の責務 6 - 4 行政情報の共有 7 - 1 - 1 (行政情報の公開) 6 - 5 説明責任 7 - 1 - 4 (区の説明責任)</p>	<p>第 6 章 執行機関の責務</p> <p>6 - 1 執行機関の責務 6 - 2 区長の責務 6 - 3 区職員の責務</p>	<p>【第 6 章変更の考え方】</p> <p>1 「6 - 4 行政情報の共有」を「7 - 1 - 1 行政情報の公開」で整理した。 2 「6 - 5 説明責任」を「7 - 1 - 2 区の説明責任」で整理した。</p>
<p>第 7 章 協働・協治の推進</p> <p>第 1 節 各主体の協力 削除(第 2 章、7 - 4 - 1 で整理) 7 - 1 - 1 各主体相互の信頼関係 2 - 2 - 3 で整理 7 - 1 - 2 各主体相互の調整 2 - 2 - 4 で整理 7 - 1 - 3 各主体の社会資源の活用等 7 - 4 - 1</p> <p>第 2 節 各主体の参画 修正(第 2 章、第 2 節、第 3 節へ) 7 - 2 - 1 参画の原則 2 - 2 - 4 7 - 2 - 2 区の政策形成等の各段階への参画 7 - 2 - 1 7 - 2 - 3 区の政策形成への意見表明手続き 7 - 3 - 2 7 - 2 - 4 区への事業提案 7 - 2 - 2 7 - 2 - 5 各主体相互の活動への参画 7 - 2 - 3</p> <p>第 3 節 各主体の意思の表明 修正(第 2・3 章、第 3 節へ) 7 - 3 - 1 意思表明の原則 第 2 章、第 3 章で整理 7 - 3 - 2 選挙投票による意思表明 保留 7 - 3 - 3 住民投票 7 - 3 - 3</p> <p>第 4 節 各主体の情報の共有 修正(第 2 章、第 1 節へ) 7 - 4 - 1 情報共有の原則 第 2 章で整理 7 - 4 - 2 情報公開 7 - 1 - 3 (区民等の情報公開) 7 - 4 - 3 各主体の説明責任 7 - 1 - 4 (区民等の説明責任)</p>	<p>第 7 章 協働・協治の推進</p> <p>第 1 節 各主体の情報の公開 7 - 1 - 1 行政情報の公開 7 - 1 - 2 区の説明責任 7 - 1 - 3 区民等の情報公開 7 - 1 - 4 区民等の説明責任</p> <p>第 2 節 各主体の参画 7 - 2 - 1 政策形成・実施・評価等の各段階への区民等の参画 7 - 2 - 2 区への事業提案 7 - 2 - 3 各主体相互の活動への参画</p> <p>第 3 節 各主体の意思の表明 7 - 3 - 1 区の意思表明 7 - 3 - 2 区の政策等への区民等の意見表明手続き 7 - 3 - 3 住民投票</p> <p>第 4 節 協働・協治の推進体制 7 - 4 - 1 各主体の社会資源の活用等 7 - 4 - 2 区外の人々との連携・協力 7 - 4 - 3 協働・協治のしくみ 7 - 4 - 4 区における条例の尊重義務</p>	<p>【第 7 章変更の考え方】</p> <p>原則として第 7 章には、協働・協治の社会の創造のための「手続き」手段を規定することとし、「原則」的なものは、第 2 章に移行した。</p> <p>1 1月8日の小委員会で提案された「区民等の参画」「意思の表明」「情報の共有」の 3 本柱を生かすこととした。</p> <p>2 旧第 4 節の「情報の共有」は、基本理念でも項目立てがされており、内容も含めて重複感があるので、情報共有の手段としての「情報の公開」に項目名を変更した。これに伴い、執行機関の責務として扱っていた「行政情報の共有」関係を第 6 章から移動した。</p> <p>3 旧「7 - 1 - 1 各主体相互の信頼関係」と旧「7 - 1 - 2 各主体相互の調整」は基本理念との重複感があるため、基本理念で整理することとし、基本理念に「2 - 2 - 4 参画と協力」を設けた。旧「7 - 1 - 3 各主体の社会資源の活用等」は新「7 - 4 - 1」で、旧「7 - 2 - 2 区の政策形成・実施・評価等の各段階への参画」は新「7 - 2 - 1」で、旧「7 - 2 - 3 区の政策形成等に係る意見表明手続き」は新「7 - 3 - 2」で、旧「7 - 2 - 4 区への事業提案」は新「7 - 2 - 2」で整理した。</p> <p>4 各節の並びについて</p>

<p>第 5 節 協働・協治の推進体制 修正(第 2 章、第 1 節へ)</p> <p>7 - 5 - 1 協働・協治推進委員会 7 - 4 - 3</p> <p>7 - 5 - 2 区外の人々との連携・協力 7 - 4 - 2</p>		<p>1 情報の公開(共有) 2 意思の表明 3 各主体の参画 4 推進体制 の順番で整理した。</p>
--	--	--

《参 考 資 料》		
【資料第 18 号】	【資料第 22 号】	変更点の説明
<p>第 5 章 区議会の責務</p> <p>第 1 節 区議会の基本的役割</p> <p>5 - 1 - 1 区議会の基本的役割</p> <p>第 2 節 協働・協治社会における区議会の役割と責務 (分権時代に対応した新機能)</p> <p>2 - 2 - 1 区民の意思の集約 5 2 - 2</p> <p>2 - 2 - 2 区民の意思の尊重 5 - 2 - 2</p> <p>2 - 2 - 3 議会の公開と情報共有 5 - 2 - 1</p> <p>2 - 2 - 3 議会の活性化</p> <p>第 3 節 議員の権利、責務</p> <p>2 - 1 - 1 議員の権利 5 3 - 1</p> <p>2 - 1 - 1 議員の責務 5 3 - 1</p>	<p>第 5 章 区議会の責務</p> <p>第 1 節 区議会の基本的責務</p> <p>5 - 1 - 1 区議会の基本的責務</p> <p>第 2 節 協働・協治社会における区議会の責務</p> <p>5 - 2 - 1 議会の公開と情報共有</p> <p>5 - 2 - 2 区民の意思の集約</p> <p>5 - 2 - 3 議会の活性化</p> <p>第 3 節 議員責務</p> <p>5 - 1 - 1 議員の責務</p>	<p>項目及び文言の整理を行った。</p>